

## 平成28年度当初予算編成方針

27. 10. 13  
栃 木 県

### 1 本県の財政状況

本県では、「財政健全化取組方針」（平成25年3月策定。以下「取組方針」という。）に基づき、「収支均衡予算の継続」及び「財政調整的基金の涵養」を目標に掲げて財政健全化に取り組んでおり、平成27年度当初予算では、平成25、26年度に引き続き収支均衡予算を編成するとともに、平成26年度2月補正及び3月補正予算において県有施設整備基金に合わせて110億円の積立てを行うなど財政調整的基金の涵養にも努め、その残高を一定程度確保した。

しかしながら、中期財政収支見込みでは、医療福祉関係経費等の増加に加え、大規模建設事業等の新たな行政需要への対応等により、平成31年度までの各年度において、引き続き財源不足が見込まれることから、行政経費の削減や内部努力の徹底、歳入の確保等に全庁を挙げて継続的に取り組む必要がある。

なお、平成27年度の財政状況については、普通交付税及び臨時財政対策債が当初予算額を大幅に下回り、県税収入についても予算額確保が不透明な状況であるなど、当初予算に掲げた一般財源の確保は厳しい状況にある。

### 2 国の動向

国では、平成28年度予算について、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（以下「骨太の方針」という。）で示された「経済・財政再生計画」（計画期間：平成28～32年度）の初年度の予算であり、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととし、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化し、義務的経費等以外の要求枠を10%削減する一方、「骨太の方針」及び「『日本再興戦略』改訂2015」等を踏まえた諸課題に対応するため、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、要望された経費については、「経済・財政再生計画」における国の一般歳出の水準の目安を踏まえ措置するとしている。

一方、地方財政については、「経済・財政再生計画」において、平成32年度における国・地方のプライマリー・バランスの黒字化実現等に向け、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、平成30年度まで、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしつつ、地方においても国と基調を合わせ歳出改革に取り組むこととされているほか、地方交付税の別枠加算や歳出特別枠といったリーマンショック後の特別措

置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていくとしている。

また、地域の活性化や歳出・歳入改革など行財政改革等の取組の成果を一層反映させる観点から、計画期間中のできるだけ早期に地方交付税を始めとした地方財政制度の改革を行うとの方向性も打ち出されたところである。

このため、今後の国の予算編成の状況や地方財政対策の具体的内容を引き続き注視していく必要がある。

### 3 予算編成方針

#### (1) 平成28年度の財政収支見込み

国の概算要求時における地方財政収支仮試算等を基に、現時点で、平成28年度の財政収支見込みについて試算を行ったところ、歳入では、県税収入の伸びが期待できるものの地方交付税及び臨時財政対策債は減少が見込まれ、一方、歳出では、医療福祉関係経費等が引き続き増加するほか、総合スポーツゾーン、機動センター等の大規模建設事業関連経費の増加により、県有施設整備基金を活用してもなお約87億円の財源不足額が見込まれている。

#### (2) 平成28年度当初予算編成方針

平成28年度の当初予算編成に当たっては、取組方針に掲げた財政健全化の取組を着実に実行することにより、財源不足額を実質収支の範囲内に収め、「収支均衡予算の継続」を目指すことを基本的な考え方とし、次期プラン及び本県版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる施策の積極的な推進を図るとともに、新たな行政課題についても、施策の優先順位を見極めながら的確に対応していく。

このため、経費区分ごとに要求基準を設け、県民ニーズの検証や費用対効果等の観点から各部局の主体的な事務事業の見直しを推進し、更なる事業の選択と集中を図るとともに、事業手法の見直しや自主財源の確保に積極的に取り組むなど、歳入歳出全般にわたり徹底した見直しを行い、必要な財源を確保しながら、メリハリのついた予算編成に取り組んでいく。

また、予算編成過程においては、法人税改革等の税制改正の動向、国の予算編成の状況等を十分に把握するとともに、地方財政対策の内容を適切に反映していく。